

(4) イ 知的障がい特別支援学級

① 特別の教育課程について

※特別の教育課程については、ハンドブックp16～18参照

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

「小学校・中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編（小：p108 中p109）」参照

小学校・中学校学習指導要領（平成29年告示）では、『児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識及び技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達のための基盤を培う』ことをねらいとした、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れることを規定しています。

自立活動においてどのような指導が必要なのかを考えるに当たっては、「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編（小学部・中学部）」に、具体的指導内容例と留意点が示されていますので、参考にしましょう。以下に、その一部を紹介します。

自立活動の指導については、
ハンドブックp19～24を
参照ください。



＜特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編 【具体的指導内容例と留意点】より＞

「3 人間関係の形成 (3) 自己の理解と行動の調整に関する事」 p70より抜粋

知的障害のある幼児児童生徒の場合、過去の失敗経験等の積み重ねにより、自分に対する自信がもてず、行動することをためらいがちになることがある。このような場合は、まず、本人が容易にできる活動を設定し、成就感を味わうことができるようにして、徐々に自信を回復しながら、自己に肯定的な感情を高めていくことが大切である。



次のページから、「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」p136～139に示されている、「知的障がい」の流れ図の例を載せています。

流れ図の例についての詳しい説明は、自立活動編に示されていますので、どのような考え方で実態把握から具体的な指導内容を設定していくのかを、自立活動編で確認ください。

【参考】知的障害の流れ図の例（「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」より）

学部・学年	中学部・第2学年
障害の種類・程度や状態等	知的障害の程度は、言葉による意思疎通が困難、日常生活面など一部支援が必要
事例の概要	学習場面の中で落ち着いて順番を待ったり、ルールを守ったりすること等の社会性の獲得を目指した指導

① 障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ、課題等について情報収集
- 基本的な生活習慣はほぼ自立している。 - 見通しのもてる活動には集中して取り組むことができる。 - 音声言語は不明瞭で、発声や指さし、身振りやしぐさ、絵カード等で簡単なコミュニケーションをとろうとすることが見られるが、何を伝えたいのか曖昧なときが多い。 - 集団での学習場面において順番を待つなどの、ルールや決まり事を守ることが難しい。 - 自分の気持ちや思いを一方的に通そうとする場合がある。

②-1 収集した情報（①）を自立活動の区分に即して整理する段階					
健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
健康状態は良好で、生活のリズムは確立している。	- 新しい場所や活動には不安になりやすく、積極的に取り組むことはあまり見られないが、見通しがもてるようになると自分から取り組むことができる。 - 自分の思い通りにならないと情緒が不安定になり、混乱する場合がある。	- 特定の教師とのかかわりが中心である。 - 集団から孤立していることが多い。 - 友達と協力して活動することが難しい。	絵カードに強い興味を示すなど視覚優位の側面が見られる。	- 動作模倣ができる。 - 粗大運動などの、運動機能に顕著な課題は見られないが、滑らかな動作が難しく、ぎこちなさや不器用さが見られる。	- 発声や指さし、身振り等で自分の要求を伝えようとする。 - 音声言語による簡単な指示を理解することができる。

②-2 収集した情報（①）を学習上又は生活上の困難や、これまでの学習状況の視点から整理する段階
- 相手に意思を伝えようとするが、十分に伝わらず情緒が不安定になることがある。 - 多くの人との関わりの中で様々な体験をして、活動範囲を広げ、できることを増やしてほしい。 - 気に入った活動があると集団の中で簡単なルールや順番を守ることができず、トラブルになることがある。 - 絵カード等は有効ではあるが、理解できるカードがまだ少ない。

②-3 収集した情報（①）を〇〇年後の姿の観点から整理する段階
- 将来、集団生活を送るために、集団の中でのルールや約束事を守って過ごすことができること。 - 円滑なコミュニケーションが成立するコミュニケーション手段を獲得し、良好な人間関係を構築できるようになること。 - 自分の思い通りにならなくても我慢したり、自分で気持ちを落ち着かせたりできるようになること。

③ ①をもとに②-1，②-2，②-3で整理した情報から課題を抽出する段階
- 落ち着いて活動に最後まで参加することが難しい。（心，人） - 円滑なコミュニケーションを成立することが難しい。（心，人，コ）

④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す段階	
- 活動に対して見通しをもてるようにしていくことで、何をすべきかが分かり、落ち着いて活動に参加できると考える。そのためには情緒の安定と他者から指導や助言等を受け入れられる人間関係を形成していく必要がある。 - 円滑なコミュニケーションが成立することにより、情緒の安定が図られ、落ち着いて活動に参加できることにつながる。と考える。 - 他者からの指導や助言等を受け入れられる人間関係の形成を図りながら、集団への参加を促し、様々な経験を重ねる中でルールを守るなどといった社会性を育むことを目指していく。	
課題同士の関係を整理する中で今指導すべき目標として	⑤ ④に基づき設定した指導目標を記す段階
	教師や友達からの助言等を受けながら、落ち着いて順番を守ることができる。

指導目標を達成するために必要な項目の選定	⑥ ⑤を達成するために必要な項目を選定する段階					
	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
		(1) 情緒の安定に関すること。 (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。	(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。 (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。 (4) 集団への参加の基礎に関すること。			(2) 言語の受容と表出に関すること。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。
⑦ 項目と項目を関連付ける際のポイント						
＜他者からの助言を受け入れることができるために＞（心）（1）と（人）（1）と（コ）（2）を関連付けて配慮事項として設定した指導内容が、⑧ア，⑧イである。 ＜ルールや順番を守ることができるようにするために＞（心）（2）と（人）（2）と（コ）（2）を関連付けて配慮事項として設定した指導内容が、⑧ア，⑧イである。 ＜集団活動へ参加できるように＞（心）（1）（2）と（人）（1）（4）を関連付けて配慮事項として設定した指導内容が、⑧ア，⑧イである。 ＜簡単なやりとりが成立するために＞（人）（1）と（コ）（5）とを関連付けて設定した具体的な指導内容が、⑧ウ，⑧エである。						
選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を設定	⑧ 具体的な指導内容を設定する段階					
	ア 学習場面で、他者の助言を受けながら、情緒を安定させて、自分の順番を守れるようにする。	イ 友達を意識して協調的な動作を促す。 ウ 学習場面で、見通しをもてるようにし、順番を守れることを意識できるようにする。	エ 状況に合わせながら、友達に伝えたいことを、絵カードから選択して伝える。			

図 7 知的障害

(イ) 児童生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

「小学校・中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編（小：p108 中p109）」参照

小学校・中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編（小：p109 中p108）には、この規定について以下のように示されています。

学級の実態や児童の障害の状態等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章の第8節「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」を参考にし、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標に替えたり、学校教育法施行規則第126条の2を参考にし、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成することを規定した。

【参考】

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である児童を教育する場合は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、道徳、特別活動並びに自立活動によって教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、外国語活動を加えて教育課程を編成することができる

「学校教育法施行規則第126条2」より

その上で、特別の教育課程に関する規定を参考にする際には、以下のことをおさえておきましょう。

特別支援学級は小・中学校の学級の一つであり、通常の学級と同様、各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱うことが前提となっていることを踏まえる必要がある。その上で、なぜ、その規定を参考にするということを選択したのか、保護者に対する説明責任を果たしたり、指導の継続性を担保したりする観点から、理由を明らかにしながら教育課程の編成を工夫することが大切であり、教育課程を評価し、改善する上でも重要である。

例えば、知的障がい特別支援学校の中学部の教科「社会」、「理科」及び「職業・家庭」を取り入れた場合、その目標及び内容を、小学部の教科「生活」の目標及び内容によって替えることができます。しかし、学校教育法施行規則に示す教科の名称までを替えることはできませんので、留意しましょう。

「特別支援学校学習指導要領解説 総則編（小学部・中学部）p335」参照



② 知的障がいのある児童生徒の学習上の特性について

知的障がいのある児童生徒の学習上の特性として次のようなことが挙げられます。

- 学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場面の中で生かすことが難しい。
- 成功経験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことが多い。
- 抽象的なことは理解しにくい。

「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）p26」参照



このような特性を踏まえた教育的対応の基本（10項目）が「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）p27」に示されていますので確認してみましょう。

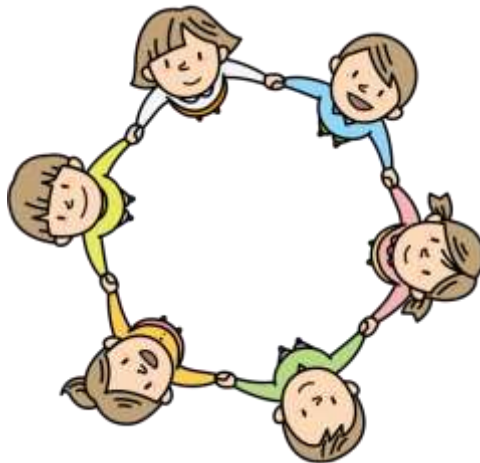
【知的障害のある児童生徒の教育的対応の基本】

- (1) 児童生徒の知的障害の状態，生活年齢，学習状況や経験等を考慮して教育的ニーズを的確に捉え，育成を目指す資質・能力を明確にし，指導目標を設定するとともに，指導内容のより一層の具体化を図る。
- (2) 望ましい社会参加を目指し，日常生活や社会生活に生きて働く知識及び技能，習慣や学びに向かう力が身に付くよう指導する。
- (3) 職業教育を重視し，将来の職業生活に必要な基礎的な知識や技能，態度及び人間性等が育つよう指導する。その際に，多様な進路や将来の生活について関わりのある指導内容を組織する。
- (4) 生活の課題に沿った多様な生活経験を通して，日々の生活の質が高まるよう指導するとともに，よりよく生活を工夫していこうとする意欲が育つよう指導する。
- (5) 自発的な活動を大切にし，主体的な活動を促すようにしながら，課題を解決しようとする思考力，判断力，表現力等を育むよう指導する。
- (6) 児童生徒が，自ら見通しをもって主体的に行動できるよう，日課や学習環境などを分かりやすくし，規則的でまとまりのある学校生活が送れるようにする。
- (7) 生活に結びついた具体的な活動を学習活動の中心に据え，実地的な状況下で指導するとともに，できる限り児童生徒の成功経験を豊富にする。
- (8) 児童生徒の興味や関心，得意な面に着目し，教材・教具，補助用具やジグ等を工夫するとともに，目的が達成しやすいように，段階的な指導を行うなどして，児童生徒の学習活動への意欲が育つよう指導する。

- (9) 児童生徒一人一人が集団において役割が得られるよう工夫し、その活動を遂行できるようにするとともに、活動後には充実感や達成感、自己肯定感が得られるように指導する。
- (10) 児童生徒一人一人の発達の側面に着目し、意欲や意思、情緒の不安定さなどの課題に応じるとともに、児童生徒の生活年齢に即した指導を徹底する。

「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）p 27」より抜粋

学習環境面を含めた児童生徒一人一人の確実な実態把握に基づき、このような教育的対応を基本とすることが重要です。



③ 指導の形態について ※ 教育課程と指導の形態は、区別して考えます。

i 教科別に指導を行う場合

教科別の指導を計画するに当たっては、一人一人の児童生徒の興味や関心、生活年齢、学習状況や経験等を十分に考慮した内容を選択・組織することが大切となります。特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）を参考にしてみましょう。

<知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科>

小学部…生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育

中学部…国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、必要に応じて外国語

小学部における生活科は、小学校の低学年に生活科が設けられた平成元年以前から位置付いている教科であり、児童に対し、基本的な生活習慣の確立に関すること、遊び、役割、手伝い、きまりなどを含む生活に関することを学習の対象とし、自立への基礎を体系的に学べるように、内容を構成した教科です。

また、小学部の教科には、社会科、理科、家庭科が設けられていませんが、児童の具体的な生活に関する学習の中で社会や自然等に直接かかわったり、気付いたりすることができるように、それらの教科の内容を生活科に包含している特徴があります。

「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）p23」参照



知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の内容については、小学校のように学年別に示さずに、段階別（小学部3段階、中学部2段階）に示されています。

学年ではなく、段階別に内容を示している理由は、対象とする児童生徒の学力などが、同一学年であっても、知的障がいの状態や経験等が様々で、個人差が大きいためであり、段階を設けて示した方が、個々の児童生徒の実態等に即し、各教科の内容を選択して指導しやすいからです。

各教科の各段階では、基本的に、知的発達、身体発達、運動発達、生活行動、社会性、職業能力、情緒面での発達等の状態を考慮して、目標を定めており、小学部から中学部へと段階が積み上げられています。

各段階の内容は、各段階の目標を達成するために必要な内容として、個々の児童生徒の生活年齢を基盤とし、知的能力や適応能力及び概念的な能力等を考慮しながら段階毎に配列しています。

児童生徒の実態に即して、生活に結び付いた効果的な指導を行うとともに、児童生徒が見通しをもって、意欲的に学習活動に取り組むことができるように配慮する必要があります。そのためには、児童生徒の興味・関心を考慮しつつ、家庭生活に即した活動を取り入れたり、生活に十分生かされるように継続的な取組みにしたりするなど、指導方法を工夫することが大切です。

（特別支援学校小学部・中学部学習指導要領解説 各教科等編p23～24参照）

ii 道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動の時間を設けて指導を行う場合

<特別の教科 道徳>

障がいのある児童生徒の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校又は中学校に準ずることになりますが、配慮が必要な事項が、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第3章 特別の教科 道徳」(p 192)に示されていますので、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領解説 各教科等編 第5章 特別の教科 道徳」(p 524～525)と合わせて参考にしてみましょう。

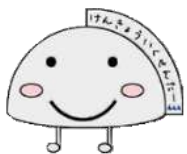


第3章 特別の教科 道徳

小学部又は中学部の道徳科の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第3章又は中学校学習指導要領第3章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 児童又は生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観の育成を図る必要があること。
- 2 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する必要があること。
- 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと。

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第3章 特別の教科 道徳 p 192」より

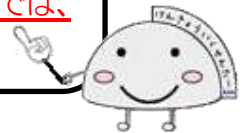


知的障がいのある児童生徒の学習では、個々の児童生徒の興味や関心、生活に結び付いた具体的な題材を設定し、実際的な活動を取り入れたり、視聴覚機器を活用したりするなどの一層の工夫を行い、児童生徒の生活や学習の文脈を十分に踏まえた上で、道徳的实践力を身に付けるよう指導することが大切です。

<外国語活動>

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第4章 外国語活動 第2款 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校」(p193～196)に示されている目標や内容等を参考にしてみましょう。

特別支援学校学習指導要領の改訂(平成30年度)において、外国語活動は、児童や学校の実態を考慮の上、小学部3学年以上に、必要に応じて設けることができることが新たに示されましたが、知的障がい特別支援学校の各教科等の内容を参考にするとともに、**小学校の知的障がい特別支援学級では、外国語活動を行います**ので、その点に留意しましょう。



ハンドブック「特別の教育課程について」p16参照

知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校における外国語活動の目標

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語や外国の文化に触れることを通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 外国語を用いた体験的な活動を通して、日本語と外国語の音声の違いなどに気付き、外国語の音声に慣れ親しむようにする。
- (2) 身近で簡単な事柄について、外国語に触れ、自分の気持ちを伝え合う力の素地を養う。
- (3) 外国語を通して、外国の文化などに触れながら、言語への関心を高め、進んでコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

(特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第4章 外国語活動 第2款)



外国語活動においても、個々の児童の興味や関心、生活に結び付いた具体的な題材を設定し、児童の発達の段階を考慮した内容を工夫しましょう。

※「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編 第6章 第2款 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校」(p527～545)には具体例なども示されています。



＜特別活動＞

小学校・中学校の学習指導要領に基づいて、目標や内容、指導計画等を設定しますが、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第6章 特別活動」（p198）、「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編 第8章 特別活動」（p548～549）も参考にしましょう。

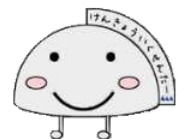
- 1 学級活動においては、適宜他の学級や学年と合同で行うなどして、少人数からくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が行われるようにする必要があること。
- 2 児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々と活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、児童又は生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。
- 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。

（特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第6章 特別活動）



特別活動の指導に当たっては、個々の児童生徒の実態、特に学習上の特性等を十分に考慮して、適切に創意工夫する必要があります。

特別活動の指導を計画するに当たっては、各教科、道徳科、外国語活動、自立活動及び総合的な学習の時間との関連を図るとともに、障がいのある人となない人が共に生きる社会の実現に向けて、他の児童生徒等及び地域の人々と活動を共にする機会を積極的に設けるよう配慮することが大切です。



＜自立活動＞ ※ハンドブックp19～24参照

自立活動の時間の指導について、「特別支援学校学習指導要領」及び「特別支援学校学習指導要領解説 総則編（小学部・中学部）」を確認しましょう。

- (4) 学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮すること。

「特別支援学校学習指導要領（小学部・中学部）p62」より

「学校における自立活動の指導は、（中略）自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。」と示しているのは、自立活動の指導の重要性に鑑み、自立活動の時間における指導を中心とし、学校の教育活動全体を通じて指導することの必要性を強調したものである。

つまり、自立活動の時間における指導は、学校における自立活動の指導のいわば要となる重要な時間であるが、自立活動の時間のみで自立活動の指導が全て行われるものではない。自立活動の指導は、自立活動の時間における指導はもとより、学校の教育活動全体を通じて行うものであることから、自立活動の時間における指導と各教科等における指導とが密接な関連を保つことが必要である。

「特別支援学校学習指導要領解説 総則編（小学部・中学部）p188」より



知的障がいのある児童生徒の自立活動の指導を行うにあたり、ハンドブックのp24「(3) 自立活動 4 知的障がいのある児童生徒の自立活動の指導」も確認してください。



iii 各教科等を合わせて指導を行う場合

学校教育法施行規則第130条に基づき、知的障がいのある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、指導の形態として各教科等を合わせた指導を行う場合があります。

学校教育法施行規則第130条

2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒の学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的であることから、従前から、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などとして実践されてきています。

（「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領解説 各教科等編」p30～36参照）

このことについて、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年告示）」には、次のように示されています。

（オ） 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行う場合、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。また、各教科等の内容の一部又は全部を合わせて指導を行う場合には、授業時数を適切に定めること。

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年告示）p67～68」より

また、「特別支援学校学習指導要領解説（小学部・中学部）総則編（平成30年）」には、各教科等を合わせて指導を行う際に留意すべきこととして、以下のように示されています。

指導を担う教師が教育の内容と指導の形態とを混同し、結果として学習活動が優先され、各教科等の内容への意識が不十分な状態にならないようにしなければならない。つまり、各学校で選択した教育の内容に対する学習を行うために、最適な指導の形態を選択するということを改めて認識した上で、教育の内容に照らした個々の児童生徒の学習評価に努めなければならない。

「特別支援学校学習指導要領解説（小学部・中学部）総則編（平成30年）p331～332」より

「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編」には、より具体的に留意事項等が示されていますので、確認しましょう。



- 各教科等で育成を目指す資質・能力を明確にして指導計画を立て、各教科等の目標の達成を図る。
- 児童又は生徒が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図る。
- カリキュラム・マネジメントの視点に基づいて計画（Plan）-実施（Do）-評価（Check）-改善（Action）していく。
- 各教科等を合わせて指導を行う場合において、取り扱われる教科等の内容を基に、児童生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定し、指導内容に適した時数を配当するようにする。
- 各教科等を合わせて指導を行う場合においても、各教科の目標に準拠した観点で学習評価を行う。

「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編 p30～36」参照



知的障がいがあるからといって、必ずしも各教科等を合わせた指導を行うことが必要というわけではありません。児童生徒の実態に応じて、学習成果が最大限に期待できる指導の形態を考えましょう。



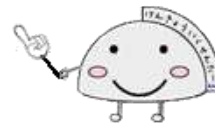
④ 知的障がいのある児童生徒の「総合的な学習の時間」

知的障がいのある児童生徒の総合的な学習の時間の指導を行うにあたり、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第5章 総合的な学習の時間 3」(p197)を参考にしてみましょう。

知的障害のある生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすいことなどを踏まえ、各教科等の学習で培われた資質・能力を総合的に関連付けながら、具体的に指導内容を設定し、生徒が自らの課題を解決できるように配慮すること。

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第5章 総合的な学習の時間 3」より

※ 知的障がいのある児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部では、総合的な学習の時間は行いませんが、小学校・中学校の特別支援学級では、総合的な学習の時間を行います。



留意してください

知的障がいのある児童生徒の学習上の特性※への配慮

※抽象的な内容が分かりにくい。また、学習した知識や技能が断片的になりやすい。

- 実際の生活に関する課題の解決に応用されるようにしていくために、具体の場面や物事に即しながら段階的な継続した指導を行う。
- 各教科等の学習で培われた資質・能力を明確にし、それらを総合的に関連付けながら、個別の指導計画に基づき、児童生徒一人一人の具体的な指導内容を設定していく。
- 主体的・協働的に取り組めるようにするために、個々の児童生徒の知的障がいの状態、生活年齢、学習状況や経験等を考慮しながら、単元等を設定し、児童生徒が自らの課題を解決できるようにする。



「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編 第7章 総合的な学習の時間」(p546～547)を確認してみましょう。

<参考> すけっとばすけっと(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所)

知的障がい特別支援学級を担当する先生をサポートするツールを集めたマルチメディアウェブサイト

https://www.nise.go.jp/nc/study/others/disability_list/intellectual/sk-basket

